

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年9月21日

水 曜 日

第 4108 号

目 次

告 示

○道路の区域変更	1
○道路の供用開始	2
○保安林の指定の解除予定	3
○保安林の指定施業要件の変更	4
○救急病院の認定	7

公 告

○条件付き一般競争入札の実施	
○平成28年度職業訓練指導員試験の合格者	18
○落札者等の公示	
○県有財産に係る一般競争入札の実施	19

告 示

富山県告示第408号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月21日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年9月21日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 金山谷田方町 線	魚津市湯上字中ヲサ 247番 4から	変更前		最大 13.1 最小 11.9	17.5	新川土木 センター

	魚津市湯上字中ヲサ 247番 4 まで	変更後	最大 14.4 最小 13.6	17.5	
県道 富山上市線	富山市水橋開発1518番から 中新川郡舟橋村国重12番2 まで	変更前	最大 13.9 最小 9.3	94.5	富山土木 センター 立山土木 事務所
		変更後	最大 13.9 最小 10.0	94.5	
県道 宇奈月大沢野 線	中新川郡立山町谷口字村巻 128番6 地先から 中新川郡立山町谷口字村巻 140番3 まで	変更前	最大 5.9 最小 3.3	100.5	富山土木 センター 立山土木 事務所
		変更後	最大 9.7 最小 6.0	100.5	
県道 山田湯谷線	砺波市庄川町隠尾字外山51 番から 砺波市庄川町隠尾字打山18 番2 まで	変更前	最大 16.5 最小 8.7	40.6	砺波土木 センター
		変更後	最大 20.2 最小 9.5	50.0	

富山県告示第409号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において9月21日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成28年9月21日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
----------------	-----	---------	------

県道 金山谷田方町線	魚津市湯上字中ヲサ 257番2から 魚津市湯上字中ヲサ 247番4まで	平成28年9月21日	新川土木 センター
県道 富山上市線	富山市水橋開発1518番から 中新川郡舟橋村国重12番2まで	平成28年9月21日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道 宇奈月大沢野線	中新川郡立山町谷口字村巻 128番6地 先から 中新川郡立山町谷口字村巻 140番3ま で	平成28年9月21日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道 山田湯谷線	砺波市庄川町隠尾字外山51番から 砺波市庄川町隠尾字打山18番2まで	平成28年9月21日	砺波土木 センター

富山県告示第410号

保安林の指定の解除予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

平成28年9月21日

富山県知事 石 井 隆 一

第 1

1 解除予定保安林の所在場所

富山県南砺市利賀村上百瀬百瀬川入会字奥山16番2（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

第 2

1 解除予定保安林の所在場所

富山県南砺市利賀村上百瀬百瀬川入会字奥山56番1（次の図に示す部分に限る。）、
56番3（国有林）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

第3

1 解除予定保安林の所在場所

富山県南砺市利賀村上百瀬百瀬川入会字奥山56番2（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第411号

保安林の指定施業要件の変更について

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年9月21日

富山県知事 石 井 隆 一

第1

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県黒部市福平字水出谷337の2、字ワサビ谷339の1から339の12まで、339の14から339の22まで、339の24から339の26まで、339の29、339の30、339の32、339の34から339の39まで、339の42から339の45まで、339の47から339の49まで、田靱字荻平143の7・嘉例沢字柳原2803・2805（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2806、2808から2815まで、2817から2819まで、2825・2826・2828・2846・字中山8（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、魚津市鉢字外小谷2717、2718、字赤谷2719、字七枚平2733、字場ドコ2734、中新川郡上市町伊折外六ヶ村入会地字内小谷1の1から1の6まで、字外小谷1の2から1の4まで、字青部1の1、1の2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

中新川郡上市町伊折外六ヶ村入会地字内小谷1の1から1の6まで・字外小谷1の2から1の4まで・字青部1の1・1の2（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課並びに関係市役所及び上市町役場に備え置いて縦覧に供する。）

第 2

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県黒部市三ヶ山字非人谷5の297、字大谷1の340から1の344まで、尾中字大谷1の17（次の図に示す部分に限る。）、1の380、魚津市平沢字沌滝6の

52、6の53、6の56、6の64、6の90から6の96まで、6の99、6の102、6の107から6の112まで、6の115から6の118まで、6の123・6の124（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、6の128、6の131から6の140まで、6の147から6の149まで、6の237から6の239まで、6の243から6の245まで、6の260、島尻字上管沌瀧24の57、字葡萄原25の1の1、25の2から25の6まで、25の7から25の12まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、25の13、25の14、26の1から26の19まで、26の20（次の図に示す部分に限る。）、26の21から26の45まで、26の46（次の図に示す部分に限る。）、26の47から26の65まで、26の67から26の69まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、26の70から26の112まで、26の113（次の図に示す部分に限る。）、26の114から26の128まで、26の129（次の図に示す部分に限る。）、26の130から26の139まで、26の140・26の141（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、26の142から26の233まで、字藤掛7913、7915から7917まで、7918の1から7918の3まで、7919から7923まで、7923の2、7924、7924の2、7925、7927、7928、7930、7931、7933、7935から7939まで、字藤掛谷22の6から22の12まで、22の26、字野郎水7940の2、二ヶ字中ノ又東平56の3・56の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、56の7、56の8、56の9（次の図に示す部分に限る。）、56の10から56の12まで、56の34（次の図に示す部分に限る。）、56の35、字一ノ又西平57の26（次の図に示す部分に限る。）、57の29、57の30、三ヶ字浦半兵エ2の1から2の4まで、字表半兵エ3の1、3の4、大菅沼字中尾81、82の1、82の2、83の1、字小滝谷89・90（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第412号

救急病院の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成28年9月21日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	所在地	開設者	認定有効期間
公立学校共済組合 北陸中央病院	小矢部市野寺 123番地	公立学校共済組 合	自 平成28年10月1日 至 平成31年9月30日

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

条件付き一般競争入札の実施について

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により、公告します。

平成28年9月21日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 富山県立中央病院非常用発電機設備整備工事
- (2) 工事場所 富山市西長江地内
- (3) 発注工種 電気設備工事
- (4) 工事概要 富山県立中央病院の非常用発電機設備等の整備

- (5) 工 期 契約を締結した日から平成29年3月24日まで
- (6) 予定価格 321,900,000円（消費税相当額を除く。）
- (7) 調査基準価格 有

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

次に掲げる条件のすべてを満たす共同企業体であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件を満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、この入札に参加することができない。

- (1) 共同企業体の結成に当たっては、次に掲げる条件のすべてを満たしていること。

ア 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）は、2者とし、そのうち1者を代表者とする。

イ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式とし、構成員の出資比率は、それぞれ30パーセント以上であること。

ウ 当該工事について、この共同企業体以外の共同企業体の構成員でないこと。

- (2) 構成員は、次に掲げる条件のすべてを満たしていること。

ア 富山県内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所を有する者であること。

イ 政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。

ウ 富山県における平成27・28年度建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、電気工事の等級がAの者として掲載されていること。

エ 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の

規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (3) 代表者は、次に掲げる条件のすべてを満たしていること。

ア 資格者名簿に、電気工事に係る総合数値が 950点以上の者として登載されていること。

イ 入札参加資格の確認の申請の日までに、この工事に専任で配置するため、3箇月以上の継続的な雇用関係にある電気工事に係る監理技術者又は主任技術者を確保できること。

- (4) 構成員（代表者を除く。）は、次に掲げる条件を満たしていること。

入札参加資格の確認の申請の日までに、この工事に専任で配置するため、3箇月以上の継続的な雇用関係にある電気工事に係る主任技術者を確保できること。

3 入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、4の(2)に定める期限までに入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び申請に必要な添付書類（以下「添付書類」という。）を提出して、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び添付書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (2) 申請書等の様式は、富山県立中央病院ホームページ（下記URL）の「入札情報」からダウンロードし、必要事項を記入すること。

<http://www.tch.pref.toyama.jp/news/category/tender/>

4 申請書、添付書類及び資料の提出

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 配置予定の技術者（様式第2号）

ウ 配置予定の技術者の有する資格を証明する書類等

エ 使用印鑑届（様式第3号）

オ 共同企業体協定書の写し（共同企業体の名称に、工事名を含めること。）

(2) 提出期間等

ア 提出期間 平成28年9月23日（金）から10月3日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ 提出方法 持参又は書留郵便等の発送の記録が残る方法による郵送（受付期間の締切日まで必着）

ウ 提出場所 〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院経営管理課管財係

5 公告に関する質問等

(1) この公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参若しくは郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成28年9月23日（金）から平成28年10月14日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（休日を除く。）

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係

(2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

6 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の確認の結果は、平成28年10月4日（火）までに文書により通知する。

7 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

(1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成28年10月5日（水）から同月7日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（休日を除く。）

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係

- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めたものに対し、平成28年10月14日（金）までに文書により行うものとする。

8 設計図書等の配付及び質問等

- (1) 入札参加資格が有る旨の通知をした者に対し、平成28年10月5日（水）から設計図書等を無償で貸与する。貸与した設計図書等は入札終了時に回収する。
- (2) 貸与する設計図書等の配布先は、次のとおりとする。

富山県立中央病院経営管理課管財係

- (3) 設計図書等に関する質問は、質問内容を記載した文書を持参し、又は郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成28年10月5日（水）から同月14日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（休日を除く。）

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係

- (4) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。
- (5) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

9 入札の日時、場所等

- (1) 入札の日時 平成28年10月21日（金）午前10時00分
- (2) 入札の場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院外来診療棟5階51会議室

10 入札の方法等

- (1) 入札は、出場入札により行うものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、1 回とする。

11 工事費内訳書等の提出

(1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書及び共同企業体の代表者に対する入札・見積りに関する権限についての委任状（様式第 4 号）を入札書に添付すること。

(2) 工事費内訳書の様式は、8 の(1)の設計図書等の配付の際に、併せて様式の配付を受け、作成すること。

(3) 工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、その内容によって入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではないが、当該内容が適正でない場合、工事費内訳書が提出されなかったとして、当該者の入札を無効とすることがある。

12 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

13 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札

(2) その他入札心得（予定価格事前公表試行工事）第 6 条各号のいずれかに該当する入札

(3) 2 のただし書に規定する場合に該当する入札

14 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った共同企業体のうち、最低の価格をもって入札した共同企業体を落札者とする。ただし、落札者となるべき共同企業体の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。

15 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格事前公表試行工事）第10条の規定による。

16 配置予定技術者の確認

(1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代

理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。

- (2) 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる場合は、専任配置が可能で、かつ、受注者と 3 箇月以上の継続的な雇用関係にあるか否かの確認を行う。
- (3) (1)及び(2)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配置が適正でないと認めるときは、契約の解除若しくは指名停止又はその両方を行うことがある。

17 その他

- (1) 入札に係る書類を持参により提出する場合は、正午から午後 1 時までの時間を除く。
- (2) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（平成22年法律第67号）、その他の法令、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）及び入札心得の定めるところによる。
- (3) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (4) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
- (5) 提出された申請書等は、返却しない。
- (6) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
- (7) 入札書を提出するに当たっては、5 の公告に関する質問等及び 8 の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
- (8) 入札参加資格確認申請書等は、共同企業体の代表者名義のものに限る。
- (9) その他不明な点については、富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）に問い合わせること。

様式第 1 号

年 月 日

入札参加資格確認申請書

富山県知事 殿

下記の調達案件に関わる入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

- 1 調達案件名称
- 2 履行期限

(提出者)

業者番号
業者名称
企業体名称 (共同企業体の場合)
業者郵便番号
業者住所
役職名
代表者氏名
代表電話番号
代表FAX番号
部署名
商号 (連絡先名称)
連絡先氏名
連絡先住所
連絡先電話番号
連絡先E-Mail
添付資料

(様式第2号)

配置予定の技術者

共同企業体の名称

	現場代理人	主任技術者等 (代表者)	主任技術者 (構成員)
技術者氏名			
商号又は名称			
最終学歴			
法令による免許			
採用年月(雇用期間)	年 月 (年 ヶ月)	年 月 (年 ヶ月)	年 月 (年 ヶ月)

(注) 1 現場代理人は、現場に常駐できる者を記入すること。

2 主任技術者等とは、主任技術者又は監理技術者(原則として、国家資格を有する者に限る。)のことをいい、発注者から直接工事を請け負い、そのうち4,000万円(建築一式工事にあつては、6,000万円)以上について下請契約をした上で工事を施工しようとするときは、主任技術者に代えて監理技術者を配置すること。

代表者にあつては主任技術者又は監理技術者を、その他の構成員にあつては主任技術者をそれぞれ1人記入すること。

3 現場代理人と主任技術者等とは兼務することができる。

4 配置予定の技術者の資格等を証明する書類として、次の書類を持参又は郵送により提出すること。

ア 法令による免許については、免許を証する書面の写し

イ 監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証(表・裏)の写し及び指定講習に係る講習修了証(表・裏)の写し

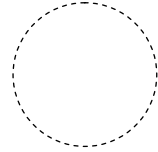
(様式第 3 号)

使 用 印 鑑 届 書

- 1 共同企業体代表者
商号又は名称
代表者氏名



法人使用印

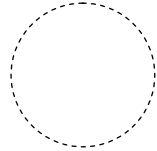


代表者使用印

- 構成員
商号又は名称
代表者氏名



法人使用印

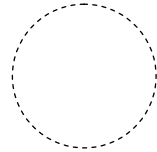


代表者使用印

- 2 共同企業体代表者
商号又は名称
代表者氏名



法人使用印



代表者使用印

上記 1 の印鑑は契約の締結のために使用し、上記 2 の印鑑は代金の請求受領のために使用したいのでお届けします。

年 月 日

富山県知事 殿

住 所
共同企業体の名称
代 表 者

印

(様式第 4 号)

委 任 状

(受任者) ○○○○○○○工事共同企業体

代表者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、上記の者を代理人と定め、○○○○○○○○工事について次の権限を委任
します。

委任事項

入札及び見積りに関する一切の権限

平成 年 月 日

富山県知事 殿

(委任者) ○○○○○○○工事共同企業体

構成員

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成28年度職業訓練指導員試験の合格者

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定により平成28年8月31日に実施した平成28年度職業訓練指導員試験の合格者を次のとおり公示する。

平成28年9月21日

富山県知事 石 井 隆 一

職種	受験番号	職種	受験番号
鑄造科	1	電子科	13
	2		14
	3	電気科	15
機械科	5	自動車整備科	16
	6		17
	7		18
	8		19
	9	時計科	20
	10	建設機械科	21
	12	建築板金科	22
		測量科	23

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

平成28年9月21日

富山県知事 石 井 隆 一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

富山県自治体情報セキュリティクラウド構築及び運用業務 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県経営管理部情報政策課 富山市新総曲輪 1 番 7 号

3 落札者を決定した日

平成28年 9 月 9 日

4 落札者の氏名及び住所

HTNet・IIJ・NOS 富山県情報セキュリテイクラウド共同企業体 石川県金沢市
西念一丁目 1 番 3 号

5 落札金額

54,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 特例政令第 6 条の公告を行った日

平成28年 7 月 8 日

8 総合評価に係る入札者の得点

入札者名	価格点	技術点	合計点数
HTNet・IIJ・NOS 富山県情報セキュリテイクラウド共同企業体	784.0点	1,650.5点	2,434.5点
ソフトバンク・テクノロジー株式会社	527.4点	1,888.7点	2,416.1点
富山県自治体情報セキュリテイクラウド共同企業体	762.4点	1,620.8点	2,383.2点
株式会社石川コンピュータ・センター	709.3点	1,550.4点	2,259.7点
株式会社インテック	438.4点	1,744.2点	2,182.6点
富山県自治体情報セキュリテイクラウド構築及び運用業務受託コンソーシアム	379.2点	1,706.9点	2,086.1点

県有財産に係る一般競争入札の実施

県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告します。

平成28年 9 月21日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する物件

入札物件の所在地	樹種	本数	立木材積	口数
富山県中新川郡	スギ	643本	671.687立方メートル	1口
立山町座主坊	ヒノキ	1,035本	898.341立方メートル	
県営林	計	1,678本	1,570.028立方メートル	

2 入札口数 1口

3 入札方法 出場入札

4 入札に参加する者に必要な資格

富山県内において木材（素材（薪炭用材及びきのこ生産原木を除く。）、製材、特殊用材（集成材等）及び木材チップ）の生産又は販売を業とする者としてします。ただし、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加することができない者又は同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者は、入札に参加できません。

5 入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所

(1) 日時

平成28年 9 月21日（水）から同年10月13日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 場所 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県農林水産部森林政策課森林整備班

電話番号 076-444-3386（直通）

6 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、原則として、銀行が振り出した富山市内を支払場所とする小切手により 200,000円を入札保証金として入札執行日の受付時間内に納めなければなりません。

(2) 落札者が納付した入札保証金は、契約を締結した後に還付します。落札者以

外の者が納付した入札保証金は、開札終了後、速やかに還付します。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 受付時間 平成28年10月14日（金）午前10時15分から午前10時55分まで
指定の受付時間を厳守願います。指定の受付時間に出場がなかった場合は、
入札を棄権したものとして取り扱います。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

受付時間内に富山県木材組合連合会の発行する木材業者等登録証の写し又は
過去2年以内の富山県内における営業実績を証する書類（決算書、木材取引に
係る契約書の写し等）を提出してください。

(3) 入札及び開札の日時 平成28年10月14日（金）午前11時00分

(4) 場所 富山市新総曲輪1番7号 富山県庁東別館1階入札室

8 入札の無効に関する事項

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第94条及び別に定める入札心得
書第7条に該当する入札並びにこの公告に違反する入札は、無効とします。

9 入札書記載上の留意事項

(1) 入札は通算2回まで行うので、入札書2部を準備してください。

(2) 入札書は別に定める入札心得書の所定の様式を使用してください。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相
当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数
金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は消費税及び
地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契
約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載願います。

10 現地下見案内

(1) 現地下見案内に参加を希望する場合は、平成28年9月29日（木）までに(2)に
連絡のうえ、(3)の集合場所に集合してください。

(2) 連絡先 富山農林振興センター森林整備課

電話番号 076-444-4476

(3) 集合場所 富山県農林水産総合技術センター 森林研究所

（富山県中新川郡立山町吉峰3）

(4) 集合日時 平成28年 9月30日（金）午後2時00分

11 契約の締結及び代金納付

(1) 契約締結日は落札決定の通知をした日の翌日から起算して5日以内、立木代金の納付期限は落札決定の通知をした日の翌日から起算して30日以内とし、立木の伐採搬出は代金完納後でなければ着手できないものとします。

(2) 契約保証金は 200,000円とし、契約締結と同時に納付することとします。

12 その他

(1) 現地下見案内に不参加の者が入札に参加された場合でも、現地下見案内における各種事項について、すべて了知されているものとみなします。

(2) 入札の執行に当たっては、この公告のほか、地方自治法、地方自治法施行令及び富山県会計規則の定めるところによります。

13 問い合わせ先

富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県農林水産部森林政策課森林整備班

電話番号 076-444-3386（直通）